

高速道路における速度取締り指針

～ 交通事故抑止のための速度取締りの考え方 ～

青森県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
弘前線	青森 I C～大鰐弘前 I C	法定 (100km/h)
	大鰐弘前 I C～秋田県境	80km/h
三陸沿岸道路	八戸 JCT～岩手県境	70km/h
八戸線	八戸 I C～岩手県境	80km/h

※ 重点路線・区間以外でも取締りは行います。

青森県内の高速道路(自専道含む)における交通人身事故発生状況

※令和3年から令和5年までの上半期(1月～6月)に発生した人身交通事故の合計は11件です。

	青森～浪岡	浪岡～黒石	黒石～大鰐	大鰐～碓ヶ関	碓ヶ関～秋田県境	小計
弘前線	3	1	1	1	1	7
青森道	青森JCT～青森中央	青森中央～青森東				小計
	1	0				1
八戸線	岩手県境～南郷	南郷～八戸	八戸JCT～八戸北			小計
	1	0	2			3
百石道路 第二みちのく	八戸北～下田	下田～三沢	三沢～六戸JCT			小計
	0	1	0			1
上北道	六戸JCT～六戸	六戸～上北	上北～東北	東北～七戸		小計
	0	0	1	1		2
三陸沿岸道路	八戸JCT～八戸是川	八戸是川～八戸南	八戸南～種差海岸階上岳	種差海岸階上岳～階上	階上～岩手県境	小計
	0	0	0	2	1	3
						合計17件

- 令和3年から令和5年上半期における県内の高速道路(指定自動車専用道路含む)での人身事故は、弘前線での発生が最も多く、17件中7件となっています。
- 速度違反が関係する交通死亡事故としては、過去に大型自動二輪車が速度を出しすぎて左カーブを曲がりきれずに中央分離帯に衝突し、大型自動二輪車を運転していた男性1名が死亡する交通事故が発生しています。

速度は速くなればなるほど、事故発生の危険性が高くなります。
高速道路交通警察隊では、交通事故の抑止、事故時の被害軽減のため、上記重点区間を中心に速度取締りを実施します。

高速道路では、速度取締りのほかにも、交通事故の抑止、事故時の被害軽減のため、

- シートベルト装着義務違反(チャイルドシート義務違反を含む)
 - 車間距離不保持違反等の「あおり運転」
- に対する取締りを強化しています。